

浄水場等運転管理業務委託

仕 様 書

三条地域水道用水供給企業団

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、浄水場等運転管理業務委託仕様書（以下「本仕様書」という。）の定めに基づき、業務を履行しなければならない。

(目的)

第2条 本仕様書は、委託者が管理する取水導水施設、浄水場、送水施設、調整池（以下「水道施設」という。）の運転管理業務に適用するものであり、業務を適正かつ円滑に実施するため、委託契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、契約の適正な履行を図るために定めるものである。

(対象施設)

第3条 運転操作及び監視の対象施設（以下「浄水場等」という。）は、別紙1による。なお、契約期間中に新たな施設が追加される場合には、委託者、受託者双方協議のうえ取り扱いを定めるものとする。

(業務範囲)

第4条 浄水場等運転管理業務委託（以下「本業務」という。）範囲は次のとおりとする。

- (1) 浄水場等の運転操作及び監視
- (2) 浄水場内の巡視（毎日）及び点検（異常時）
- (3) 水質試験（毎日）及びジャーテスト、水質測定機器の維持管理
- (4) 緊急時の対応
- (5) 受付業務
- (6) 引継書の作成
- (7) 設備台帳の整備
- (8) 急速ろ過池設備点検業務（真空タンク電極点検、コントロールユニット点検）
- (9) その他運転管理において委託者が必要とする業務

(勤務形態)

第5条 本業務の勤務形態は次のとおりとする。

- (1) 勤務日 年間を通じ全日
- (2) 日 勤 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで2名
勤務時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
(休憩時間 午後0時00分から午後1時00分までの1時間)
- (3) 夜 勤 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで1名
勤務時間 午後5時00分から翌日の午前9時00分までとする。
(休憩時間 午後10時00分から翌日の午前5時00分までのうち3時間)

(法令の遵守)

第6条 受託者は、業務の履行にあたり、水道法その他関係法令を遵守しなければならない。

(業務責任者の選任及び職務)

第7条 受託者は、業務従事者の中から業務責任者を定め、氏名その他の必要事項を書面にて委託者に届出することとし、業務責任者を変更したときも同様とすること。

- 2 業務責任者は、現場の最高責任者として、業務従事者の指揮、監督を行うとともに、技術の向上及び事故の防止に努めること。
- 3 業務責任者は、業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握し、監督職員と密接な連絡を取り、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。
- 4 業務責任者は、設備及び管理状況を的確に把握し、いかなる場合においても対処できる体制の確保に努めること。

(業務責任者等の要件)

第8条 受託者は、本業務の履行にあたり、水道施設の運転管理に関する技術を有した業務責任者及び業務従事者を配置しなければならない。

- 2 業務責任者は、委託者からの連絡後概ね1時間で浄水場に到着できるものとし、次の資格を有すること。
 - (1) 水道浄水施設管理技士2級以上
 - (2) 第1種電気工事士または認定電気工事従事者
 - (3) ボイラー取扱技能講習修了者以上
 - (4) 危険物取扱者免状乙種第4類
 - (5) 酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育修了者以上
 - (6) 国内の上水道の用に供する日量20,000立方メートル以上を処理する凝集沈殿及び急速ろ過方式の浄水場で、3年以上の運転業務の実務経験を有する者
- 3 業務従事者は、国内の上水道施設で、2年以上の運転業務の実務経験を有し、また次の資格を有すること。
 - (1) ボイラー取扱技能講習修了者以上
 - (2) 危険物取扱者免状乙種第4類
 - (3) 酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育修了者以上
- 4 委託者は、業務責任者及び業務従事者が業務の履行上著しく不相当と認められる場合は、受託者と協議のうえ、当該業務責任者及び業務従事者の交代を受託者に要求することができる。

(提出書類)

第9条 受託者は、本業務の履行にあたり、次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

- (1) 契約締結後、業務開始前までに速やかに提出する書類
 - ① 業務計画書（業務概要、現場組織、業務工程、業務方法等）

- ② 業務責任者選任届（経歴書、資格証明書を含む。）
- ③ 業務従事者一覧表
- ④ その他委託者が指示する書類
- (2) 定期報告書類
 - ① 年間業務計画書及び報告書
 - ② 月間業務計画書及び報告書
 - ③ 月間勤務予定表
 - ④ 事故、故障報告書
 - ⑤ その他委託者が指示する書類
- (3) 契約完了後速やかに提出する書類
 - ① 業務報告書
 - ② その他委託者が指示する書類
- (4) 随時提出する書類
 - ① 健康診断記録（細菌検査証明書）
（「水道法第 21 条および水道法施行規則第 16 条」による。）
 - ② その他委託者が指示する書類

（業務計画書）

第 10 条 受託者は、運転管理業務計画を策定し提出すること。なお、運転管理業務計画書には、次の事項について記載しなければならない。

- (1) 業務概要に関すること
業務方針並びに業務の概要
- (2) 現場組織に関すること
現場組織表、業務分担表、緊急時の体制及び連絡体制
- (3) 業務工程に関すること
年間業務工程表、労務計画表
- (4) 業務方法に関すること
業務要領並びに運転指標、設備点検基準（周期、項目等）
- (5) 安全衛生管理に関すること
安全衛生管理対策、安全衛生管理計画表、研修計画表、安全衛生管理組織表
- (6) 保全、保安管理に関すること
保全、保安教育の内容及び教育実施予定表
- (7) 各種報告書様式
- (8) その他必要事項

（業務の引継ぎ）

第 11 条 業務従事者間の引継ぎは、運転日誌等により行うものとし、必要がある場合は、現場において補足説明を行う等、引継ぎに万全を期さなければならない。引継ぎにあたっては、以下の項目について引継がなければならない。

- (1) 運転管理業務計画
- (2) 各種設備機器の運転状態
- (3) 浄水処理並びに水質状況
- (4) 運転上の制約並びに第三者による工事等の内容
- (5) その他運転管理業務に必要な事項

なお、運転日誌等は毎日（休日等の場合は翌日等）、委託者に提出し、運転、管理状況等を説明の上、確認を受けなければならない。

（貸与品等）

第12条 本業務委託の実施に際し、受託者が業務遂行上必要とする完成図書、特殊工具等の貸与品等は、委託者の承諾を得て、無償で使用することができる。

- 2 貸与品等について受託者が台帳等を作成し、その保管状況を常に掌握し管理する。なお、受託者の故意又は過失により貸与品に毀損、盗難、紛失等があった場合は、受託者が弁償しなければならない。また、貸与された鍵類は複製しないものとする。

（受託者の費用負担）

第13条 次に掲げる費用は受託者の負担とする。

- (1) 受託者が専ら使用する什器、備品、事務機、事務用消耗品
- (2) 報告及び記録用紙類
- (3) 本業務履行に必要な安全対策器具類

（委託者の費用負担）

第14条 次に掲げる費用は委託者の負担とする。

- (1) 本業務に直接係る電気、水道等光熱水費
- (2) 運転管理に専ら使用する水道用薬品、燃料、電力等

（緊急時の体制）

第15条 受託者は、大雨、台風、地震、その他重大事故（施設の損壊、設備の重大な損壊、不時の停電、水質の悪化及び機器異常）等の緊急事態に備え、概ね1時間で業務従事者1名以上を非常招集できる体制を確保しなければならない。

（緊急時の措置）

第16条 受託者は、大雨、台風、地震、その他重大事故等の緊急事態が発生した場合にはその状況を委託者に報告するとともに、対応を協議しなければならない。なお、緊急時の運転等について委託者が指示した場合は、委託者の指示に従い、運転方法の変更や、その他の対応措置を行うものとする。

- 2 緊急時に関する委託者及び受託者の分担は、別紙2に定めるとおりとする。
- 3 緊急事態や、委託者、受託者双方の責に帰すことができない事象（以下、「不可抗力」という。）により、業務を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難になっ

- たとき、又は当該業務実施のために追加費用が発生するときは、当該業務の変更、中止、延期、費用負担等の措置について、委託者、受託者双方協議の上、定めるものとする。
- 4 委託者及び受託者は、前項の措置により必要があると認めた場合は、業務委託料の変更を請求することができる。業務委託料の変更については、委託者、受託者双方協議の上、定めるものとする。

(事故の報告)

第 17 条 受託者は、本業務の履行中に事故が発生した場合は、直ちに、必要な措置を講じるとともに、事故の発生原因、被害状況、経過及び講じた措置等について、逐次、委託者に文書により速やかに報告しなければならない。

(安全の確保)

- 第 18 条 受託者は、労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより、業務上守らなければならない安全に関する事項を定めるとともに、安全管理に必要な措置について委託者と協議し、定期的な安全教育を行い、労働災害の発生防止に努めなければならない。
- 2 受託者は、本業務の履行にあたり、リスクアセスメントを行い、委託者に報告しなければならない。委託者及び受託者は、受託者の報告に基づき、協議の上必要な安全対策を講じるものとする。また、受託者は、適切な作業方法の選択及び適切な業務従業者の配置を行い、危険防止に努めなければならない。
- 3 受託者は、本業務の履行場所及びその付近で行われる他の委託、修繕又は工事がある場合は、常に協力して安全管理に支障が無いように措置を講じなければならない。
- 4 受託者は、本業務の履行にあたり安全上の障害が生じた場合には、直ちに必要な措置を講じるとともに、委託者に文書により報告を行い、追加措置について協議しなければならない。

(故障時の対応)

- 第 19 条 受託者は、施設、設備、機器類に故障、異常が発生した場合は、直ちに調査、点検、復旧（仮復旧）を行うこと。また、調査、点検後は委託者にその故障内容等について詳細な報告を行わなければならない。なお、対応が困難な場合には委託者に連絡し、指示を受けるものとする。
- 2 受託者は、故障の対応に必要な物品、修繕に関するものは、協議の上委託者が認めるものについては、物品、修繕の手配を行い費用については委託者に請求するものとする。

(施設の保全)

- 第 20 条 受託者は、本業務の実施にあたっては、既存の構造物等に損傷を与えないようにしなければならない。
- 2 受託者は、万一、損傷等を与えた場合は、委託者に報告し、協議の上受託者の責任において復旧しなければならない。

(守秘義務)

第 21 条 受託者は、当該施設、本業務に関して業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び契約の終了後においても同様とする。

(研修及び訓練)

第 22 条 受託者は、業務従事者の資質向上を図るため、業務従事者に対して、浄水場等の運転操作及び監視に関する研修を実施しなければならない。

2 受託者は、業務従事者に対して、事故その他災害が発生したときの処置に関する実施指導及び訓練を行わなければならない。

3 受託者は、委託者が実施する次の訓練に業務従事者を参加させなければならない。

(1) 緊急時対応訓練

(2) 防災訓練

(3) その他、委託者が必要とする訓練

(施設の一般管理)

第 23 条 受託者は、施設及びその周辺は常に清掃を心がけ、不要な物品等を整理整頓しなければならない。また、業務従事者の安全衛生を確保するため、必要に応じて施設に安全衛生対策を施さなければならない。

(事務室等の自主管理)

第 24 条 受託者は、水道施設内の一部を事務室等として使用する場合には、委託者の許可を受けるとともに受託者の責任において維持管理を行わなければならない。

2 受託者の原因により汚損等があった場合は、受託者の負担により原状回復しなければならない。

3 本業務に直接係る事務室等の使用に伴う電気、ガス、水道等の使用にあたっては節約に努めなければならない。

(火災の防止)

第 25 条 受託者は、受託施設の火災の発生を未然に防止するため、火気の正確な取扱及び後始末を徹底させ、火災防止に努めなければならない。

(侵入者の防止等)

第 26 条 受託者は、設備機器、備品工具等の盗難及び浄水場等への不法侵入を防止するため、十分に注意しなければならない。

2 受託者は、施錠、解錠の管理を確実に行わなければならない。

(業務従事者の服装等)

第 27 条 受託者は、業務従事者に安全かつ清潔で統一した服装をさせ、胸に名札を着用させるとともに、対応については部外者から指摘を受けないようにしなければならない。

(着手前研修)

第 28 条 受託者は、本業務を支障なく履行できるよう、業務着手前までに業務従事者に対して必要な研修を受けさせなければならない。なお、これに要する費用は受託者の負担とする。

2 研修期間は、契約締結後から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(履行期間終了に伴う業務引継)

第 29 条 受託者は、本業務に支障が生じることが無いように委託業務が終了するとき、又は契約が解除されるときは、委託者が指定する者に浄水場等の運転管理に係る業務引継を誠実に行わなければならない。

2 受託者は、引継ぎのために必要となる業務に関する留意事項、マニュアルその他必要な資料を含む引継文書を作成すること。

3 受託者は、本業務が円滑に引継がれるよう、委託者に最大限協力すること。

4 業務引継に係る費用は、受託者の負担とする。

(運転操作及び監視)

第 30 条 業務従事者は、運転操作及び監視を実施し、記録するものとする。

(1) 運転操作

① 取水施設

・大谷ダム水質観測装置（設定値変更、操作）

② 浄水施設

・減勢槽流入流量制御（設定値変更）

・沈殿池制御（設定値変更、操作）

・ろ過池制御（設定値変更、操作）

・送水流量（異常時の設定値変更）

・薬注制御（苛性ソーダ、PAC、次亜塩素酸ナトリウムの設定値変更、操作）

・排水池、濃縮槽制御（手動操作時）

・受変電、自家発電制御（異常時操作）

・小水力発電制御（異常時操作）

③ 調整池

・供給水流入流量制御（異常時の設定値変更）

・供給水流出流量制御（異常時の設定値変更）

・次亜塩注入量制御（設定値変更）

④ 中央制御弁施設

・No.3-1 供給水量制御（異常時の設定値変更）

・No.3-2 供給水量制御（異常時の設定値変更）

⑤ 委託者が行う保守点検業務、工事等に伴う運転及び操作

⑥ その他、業務上必要な運転及び操作

(2) 監視

① 取水施設

- ・大谷ダム（水位、流出流量）
- ・各種機器（表示常態、運転常態、開閉常態）

② 浄水施設

- ・減勢着水井（水位、流入流量、各設定値・計測値）
- ・沈殿池（流入流量、攪拌機・搔寄機・排泥弁運転常態）
- ・ろ過池（水位、ろ過時間、ろ過水流量、ろ過池洗浄運転常態）
- ・浄水池（水位、送水流量）
- ・各薬品注入（注入量、各設定値・計測値、ポンプ運転常態、タンク液位）
- ・排水池、濃縮槽（水位、汚泥界面深度、排水処理運転常態）
- ・受変電、自家発電（表示常態、運転常態）
- ・小水力発電（発電量、発電機運転常態）
- ・I T V（場内施設監視常態）
- ・バイオアッセイ（魚監視常態）
- ・各種機器（表示常態、運転常態、開閉常態）

③ 調整池

- ・計測値（水位、流入流量、流出流量、次亜注入量、次亜タンク液位）
- ・各種機器（表示常態、運転常態、開閉常態）
- ・その他（停電、火報、侵入、テレメータ等）

④ 中央制御弁施設

- ・計測値（供給水流量）
- ・各種機器（表示常態、運転常態、開閉常態）
- ・その他（停電、火報、侵入、テレメータ等）

⑤ 水質

- ・大谷ダム（水温、濁度、pH）
- ・原水（水温、濁度、pH、アルカリ度、導電度）
- ・急速混和池（PH）
- ・沈殿水（濁度、pH、アルカリ度、導電度、残留塩素）
- ・ろ過水（濁度、pH、残留塩素）
- ・浄水池流入（pH、残留塩素）
- ・浄水池流出（濁度、PH、残留塩素）
- ・調整池（残留塩素、色度、濁度）

⑥ 付帯設備

- ・建築付帯設備（空調、ボイラー、高架水槽、消火栓水槽、床排水等）
- ・火報
- ・侵入
- ・テレメータ

⑦ その他、業務上必要な監視

(浄水場内の巡視及び点検)

第 31 条 業務従事者は、浄水場内の施設において毎日巡視を行い、異常があった場合は点検を行い、緊急性がある場合は、速やかに委託者に連絡し指示を仰ぐものとする。

(水質試験及びジャーテスト)

第 32 条 業務従事者は、水質試験室において水質試験（毎日）を実施し、記録するものとする。また、水質に変化があった場合は、ジャーテストを行うものとする。

(水質測定機器の維持管理)

第 33 条 業務従事者は、浄水場内における各水質測定機器の維持管理（清掃整備、校正、試薬の補充等）を行うものとする。

(薬品等の受入れ)

第 34 条 業務従事者は、浄水場内における薬品、燃料等の受入れ及び立会いを行うものとする。

(受付業務)

第 35 条 業務従事者は、勤務時間内に電話及び訪問者があった場合には、委託者が定める対応を行うものとする。

(設備台帳の整備)

第 36 条 受託者は、浄水場等に関する各設備機器の機器仕様・故障・修理履歴等について記載された台帳の更新整備を行うものとする。

(急速ろ過池設備の点検業務)

第 37 条 受託者は、急速ろ過池設備の真空タンク電極点検業務、コントロールユニット点検業務を行うものとする。詳細については特記仕様書による。

(責任分担)

第 38 条 契約期間中に生じた運転及び維持管理上の不備、誤操作等による水質の異常、機器等の破損、故障等は、受託者の負担において速やかに補修、改善若しくは取替え又は補償等により解決することとする。ただし、テロ及び天災事変等の事故による場合は、この限りではない。

(疑義等)

第 39 条 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、委託者、受託者双方協議の上、定めるものとする。

急速ろ過池真空タンク電極点検業務 特記仕様書

(業務目的)

第1条 急速ろ過池真空タンク設備の性能を維持し、かつ、常時良好な状態でその性能が発揮できるようにすることを点検の目的とする。

(一般事項)

第2条 受託者は、業務計画書に作業箇所、作業順序を定め、監督職員に報告したうえで、作業に着手する。

- 2 作業に当たっては、必要な保護処置を講じるなど、水道施設に損傷を与えないよう十分に留意する。
- 3 受託者は、この特記仕様書によるほか労働関係法規など関係法令に定める規則、基準を尊重し、災害の防止に努め、誠実にかつ完全に業務を履行しなければならない。なお、この特記仕様書に記載のない事項であっても、業務の履行に必要なものは、受託者の責任においてこれを満足しなければならない。
- 4 受託者は、水道施設での作業に当たっては水道法等関連法令を尊重し、衛生管理に十分留意すること。
- 5 作業終了後は、速やかに使用機器、仮設物を搬出し、作業場所の清掃に努める。
- 6 受託者は、業務において異常を発見し、それが水道施設に影響を及ぼす可能性があるなど、緊急な対応が必要と考えられる場合は、直ちに監督職員に連絡し、その指示を受ける。
- 7 点検により、交換が必要な部品等が発生した場合の対応については、別途協議とする。
- 8 受託者が、監督職員の指示に反して業務を続行した場合、又は監督職員が事故防止上危険と判断した場合は、業務の一時中止を命ずることがある。

(点検対象)

第3条 急速ろ過池真空タンク設備 1台

(業務実施時期)

第4条 年2回の点検とし、業務実施時期については受託者が委託者と協議し実施計画を行う。

(業務の範囲と内容)

第5条 急速ろ過池真空タンク設備の点検

- (1) 電極清掃
- (2) パッキン交換
- (3) その他上記に係わる諸作業並びに動作確認等

(成果品)

第6条 受託者は、急速ろ過池真空タンク設備の点検業務の結果について、次の書類を作成し

提出する。

- (1) 点検報告書
- (2) 記録写真
- (3) 作業日報
- (4) その他、監督職員が指示するもの

急速ろ過池コントロールユニット点検業務 特記仕様書

(業務目的)

第1条 急速ろ過池設備コントロールユニットの性能を維持し、かつ、常時良好な状態でその性能が発揮できるようにすることを点検の目的とする。

(一般事項)

第2条 受託者は、業務計画書に作業箇所、作業順序を定め、監督職員に報告したうえで、作業に着手する。

- 2 作業に当たっては、必要な保護処置を講じるなど、水道施設に損傷を与えないように十分に留意する。
- 3 受託者は、この特記仕様書によるほか労働関係法規など関係法令に定める規則、基準を尊重し、災害の防止に努め、誠実にかつ完全に業務を履行しなければならない。なお、この特記仕様書に記載のない事項であっても、業務の履行に必要なものは、受託者の責任においてこれを満足しなければならない。
- 4 受託者は、水道施設での作業に当たっては水道法等関連法令を尊重し、衛生管理に十分留意すること。
- 5 作業終了後は、速やかに使用機器、仮設物を搬出し、作業場所の清掃に努める。
- 6 受託者は、業務において異常を発見し、それが水道施設に影響を及ぼす可能性があるなど、緊急な対応が必要と考えられる場合は、直ちに監督職員に連絡し、その指示を受ける。
- 7 点検により、交換が必要な部品等が発生した場合の対応については、別途協議とする。
- 8 受託者が、監督職員の指示に反して業務を続行した場合、又は監督職員が事故防止上危険と判断した場合は、業務の一時中止を命ずることがある。

(点検対象)

第3条 急速ろ過池コントロールユニット (型式: EIII C-16 型 8 池 GLF.C.U) 1 台

(業務実施時期)

第4条 浄水場等運転管理業務委託期間中に1回の点検とし、業務実施時期については受託者が委託者と協議し実施計画を行う。

(業務の範囲と内容)

第5条 急速ろ過池コントロールユニットの点検

(1) ハード系確認

E型接続端子、電圧測定、目視による状況確認

(2) 入出力信号確認

接続端子場後、入出力信号確認

- (3) 電極基盤確認
接続端子箱電極基盤回路及び感度確認
- (4) データ及びプログラムのバックアップ
- (5) その他上記に係わる諸作業並びに調整等

(成果品)

第6条 受託者は、急速ろ過池コントロールユニットの点検業務の結果について、次の書類を作成し提出する。

- (1) 点検報告書
- (2) 記録写真
- (3) 作業日報
- (4) その他、監督職員が指示するもの

運転操作・監視対象施設

施設	名称	規模及び構造	
貯水施設	大谷ダム (共用施設)	水源 大谷ダム貯留水 水道用利水容量 2,700,000m ³ 河川 一級河川信濃川水系五十嵐川 所在地 三条市大谷字二枚橋地内	1箇所
取水施設	取水塔 (共用施設)	最大取水量 0.394m ³ /秒・34,000m ³ /日 大谷ダム右岸 多孔式選択方式 取水口 4門 +188.40m、+185.40m、+182.40m、+176.18m	1基
導水施設	導水管	圧力トンネル2.5m、5.0m(直径) 水輸送用塗覆装鋼管 φ1,000mm S・UF形ダクタイル鉄管 メカニカル構造 φ1,100mm (水管橋) 第1号橋 パイプビーム添架1,100A 橋長29m 第2号橋 パイプビーム 1,100A 橋長31m 第3号橋 パイプビーム 1,100A 橋長68m	609m 5,665m 128m 計6,402m
浄水施設	<施設能力> <所在地>	浄水処理能力 34,000m ³ /日(一日最大給水量 30,420m ³ /日) 新潟県三条市長野1365番	
	減勢・着水井	減勢槽 容量152m ³ 減勢装置コーンスリーブ弁 φ400mm 着水井 容量96m ³ HWL +171.00m	1池
	急速攪拌池(混和池)	フラッシュミキサー攪拌式 容量73.5m ³ /池	1池
	フロック形式池	上下迂流式フロック形式池 容量441.6m ³ /池	2池
	薬品沈でん池	横流式沈でん池(傾斜板沈降装置付) 容量1,320m ³ /池	2池
	急速ろ過池	自己洗浄式 有孔ブロック集水型	8池
	浄水池	貯留時間6時間 壁構造迂流式 容量7,778m ³ /池 LHW +159.50m	2池
	電気計装装置	1回線受電方式 電子式計装方式 集中監視機能分散制御HIS方式	1基
	薬品注入設備	一軸偏心ネジ式定量注入ポンプ式 凝集剤・水道用ポリ塩化アルミニウム(PAC) 凝集補助剤・水道用液体カセイソーダ 消毒滅菌剤・次亜塩素酸ナトリウム	1式
	自家発電設備	ガスタービン発電装置 500KVA、600PS	1基
	管理本館	F1電気室・電算機室・薬注機械室・自家発電機室 F2中央監視室・水質試験室・事務室・会議室 PHF高架水槽等 B1管廊	2,551m ³
	排水池	容量357m ³ /池	2池
	濃縮槽	容量1,156m ³ /池 汚泥搔寄機 クラリファイヤー	2池
	天日乾燥床	ろ過式(上澄水排水装置・下部集水装置付) 容量440m ³ /池×3池、容量515m ³ /池×3池	6池
排水管	ダクタイル鉄管φ400mm ヒューム管(放流管)φ600mm 減勢式排水口1口 一日最大排水量3,280m ³ /日(0.038m ³ /秒)	833m 17m	
小水力発電設備	口径600A プロペラ水車(低落差ユニット型) M型26kw×2台 使用水量0.394m ³ /秒 有効落差18.9m 理論水力73.0kw 出力49.6kw	1基	

施設	名称	規模及び構造	
送水施設	送水管	ダクタイル鉄管 メカニカル構造 φ1,100mm～φ150mm φ1,100mm S・UF形 SP L=12,619m φ800mm S・KF形 SP L=6,803m φ600mm S・KF形 L=1,842m φ450mm K・KF形 SP L=10,736m φ400mm K・KF形 L=796m φ350mm K形(離脱防止金具) SP L=3,234m φ300mm K形(離脱防止金具) L=2,745m φ250mm K形(離脱防止金具) L=2,758m φ200mm K形(離脱防止金具) SP SUS L=12,828m φ150mm K形(離脱防止金具) SUS L=3,906m	
	(水管橋)	第4号橋 ランガー桁添架 1,100A 橋長62.60m 第5号橋 パイプビーム 1,100A 橋長180.60m 第6号橋 トラス補剛 800A 橋長54.50m 第7号橋 ランガー桁添架 800A 橋長270.00m 下条川水管橋 プレートガーター桁添架 450A 橋長29.55m 加茂川水管橋 プレートガーター桁添架 350A 橋長120.50m 下田第一支線橋 トラス桁添架 200A 橋長122.00m	計58,267m
	中央制御弁	緊急遮断弁 過流量自己自動方式 重錘駆動バタフライ弁 流量制御弁 流量調整用バタフライ弁 電磁流量計 制御方式 遠方監視制御方式 (中央制御弁) NO.1 浄水池配管室 (本管φ1,100mm) 緊急遮断弁φ600mm NO.2 中央制御弁室 (本管φ1,100mm) 緊急遮断弁φ800mm NO.3 中央制御弁室 (本管φ800mm) 流量制御弁φ400mm・緊急遮断弁φ800mm (本管φ450mm) 流量制御弁φ400mm・緊急遮断弁φ450mm NO.4 中央制御弁室 (本管φ450mm) 緊急遮断弁φ250mm NO.5 中央制御弁室 (本管φ300mm) 緊急遮断弁φ200mm NO.6 中央制御弁室 (本管φ200mm) 緊急遮断弁φ200mm	7基
調整池	貯留容量 一日最大給水量10時間分 付帯設備 追加塩素注入設備 流入量、供給量制御設備 緊急遮断弁 制御方式 遠方監視制御方式 (調整池) 三条檜山調整池 RC造り 容量828m ³ 三条飯田調整池 RC造り 容量955m ³ 三条柳沢調整池 RC造り 容量7,550m ³ 三条吉田調整池 RC造り 容量6,848m ³ 三条吉野屋調整池 RC造り 容量360m ³ 三条大面調整池 RC造り 容量562m ³ 加茂矢立調整池 RC造り 容量2,290m ³ 加茂都ヶ丘調整池 RC造り 容量1,280m ³ 田上吉田新田調整池 RC造り 容量562m ³ 田上観音山調整池 RC造り 容量690m ³	10池	

	災害の種類	内 容	委託者	受託者
地震 災害	震度5弱以上の地震が発生した場合	緊急招集（委託者の緊急体制表）	○	○
		委託者への連絡		○
		初期対応	○	○
		関係機関の連絡等	○	
		場内点検（異常時）		○
		場外点検	○	
		復旧作業	○	
風水 災害	大雨・洪水・強風警報等が発令された場合	緊急招集（委託者の緊急体制表）	○	○
		委託者への連絡		○
		初期対応	○	○
		関係機関の連絡等	○	
		場内点検（異常時）		○
		場外点検	○	
		復旧作業	○	
水 質 異 常	水質汚濁事故 （毒物・油等）	緊急招集（委託者の緊急体制表）	○	○
		委託者への連絡		○
		初期対応（取水停止）	○	○
		関係機関の連絡等	○	
		場内点検（異常時）		○
		現場確認	○	
		復旧作業	○	○
	高濁度対応	緊急招集（委託者の緊急体制表）	○	○
		委託者への連絡		○
		初期対応		○
		関係機関の連絡等	○	
		排水ポンプの設置	○	○
		場外点検	○	
	処理水の異常	緊急招集（委託者の緊急体制表）	○	○
委託者への連絡			○	
初期対応（取水停止）			○	
関係機関の連絡等		○		
場内点検（異常時）		○	○	
復旧作業		○	○	
労働 災害		緊急招集（受託者の緊急体制表）	○	○
		委託者への連絡		○
		委託者の活動に関わる事故の発生	○	
		受託者の活動に関わる事故の発生		○
		事故の対応（病院への搬送）	○	○
		原因の調査	○	○

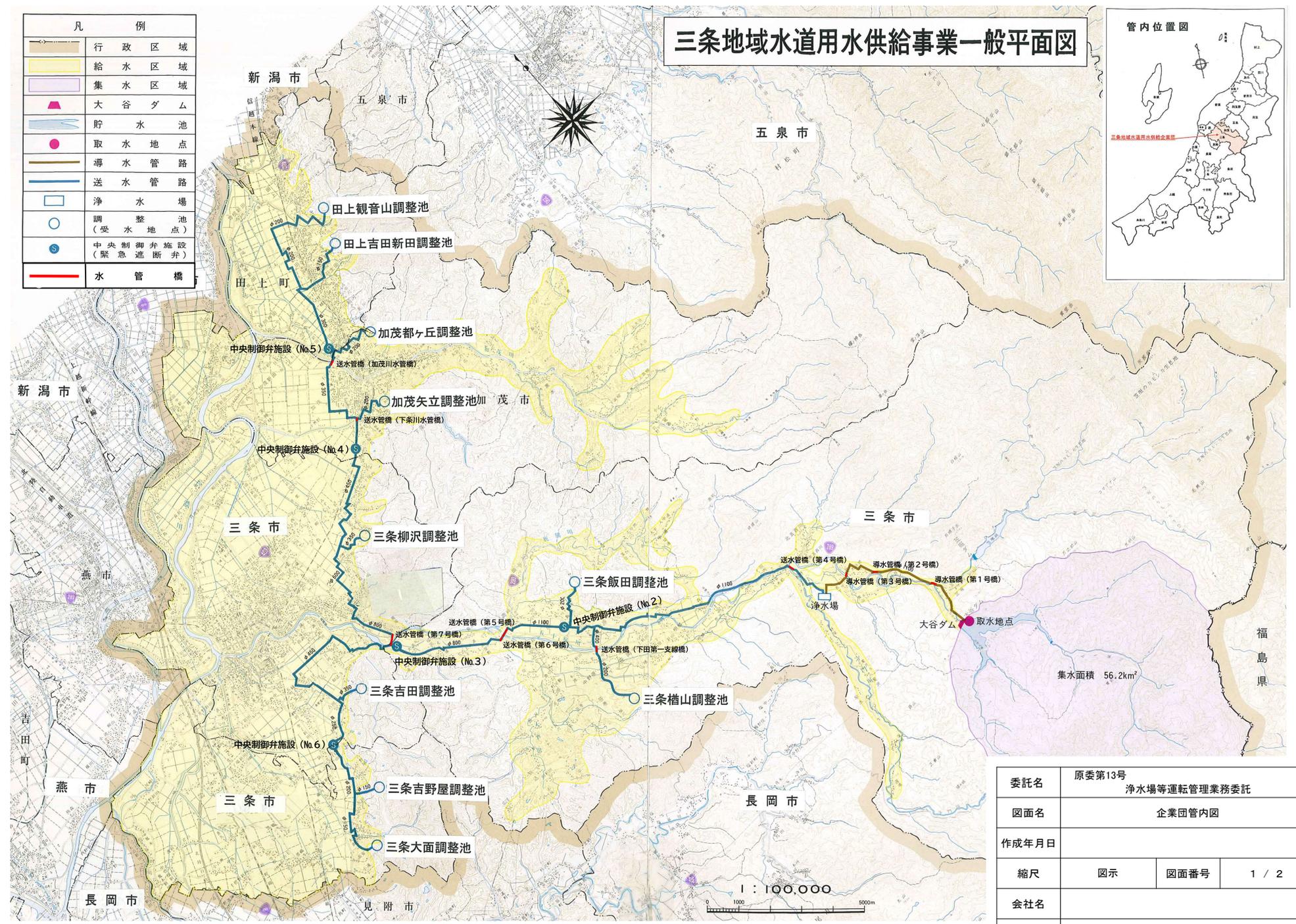
	災害の種類	内 容	委託者	受託者
停電	規模・時間を問わず	緊急招集（受託者の緊急体制表）	○	○
		委託者への連絡		○
		初期対応（現場手動による取水停止）		○
		関係機関の連絡等		○
		復旧作業		○
		場内点検（異常時）		○
		場外点検	○	
火災	浄水場等の火災発生	緊急招集（委託者の緊急体制表）	○	○
		委託者への連絡		○
		関係機関の連絡等	○	○
		初期消火活動等	○	○
		原因調査	○	○
災	構成市町供給エリア火災	構成市町からの連絡		○
		委託者への連絡		○
		調整池流入量、供給量の設定値変更		○
		調整池側の操作等	○	
施設機器等の異常	浄水場内の設備故障	緊急招集（委託者の緊急体制表）	○	○
		委託者への連絡		○
		初期対応（簡易な故障等の応急処置）		○
		関係機関の連絡等	○	
		場内点検（異常時）	○	○
		復旧作業	○	
施設機器等の異常	浄水場外設備の故障	緊急招集（委託者の緊急体制表）		○
		委託者への連絡		○
		初期対応（簡易な故障等の応急処置）	○	
		関係機関の連絡等	○	
		現場確認	○	
		復旧作業	○	
施設機器等の異常	取水停止を含む設備機器等の異常事態	委託者への連絡		○
		浄水処理工程の停止判断	○	○
		浄水処理工程の停止操作の実施	○	○
		浄水処理工程の開始の判断	○	○
		浄水処理工程の開始操作の実施	○	○
		原因調査	○	○

注) 双方に○が付されている項目については、当該状況に応じて双方に責任が生ずる可能性があることから、協議により責任分担を定めるものとする。

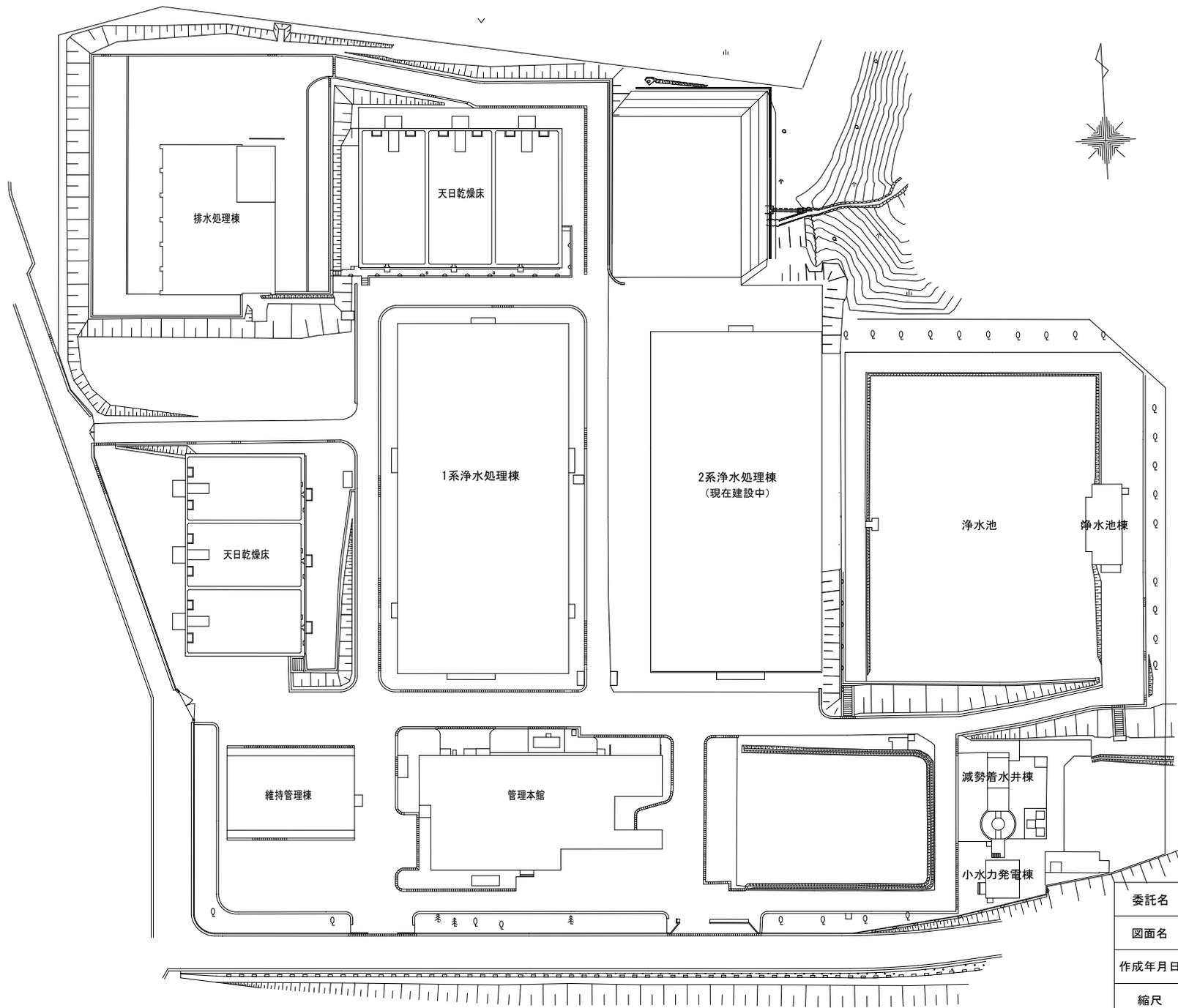
三条地域水道用水供給事業一般平面図



凡 例	
	行政区域
	給水区域
	集水区域
	大谷ダム
	貯水池
	取水地点
	導水管路
	送水管路
	浄水場
	調整池(受水地点)
	中央制御弁施設(緊急遮断弁)
	水管橋



委託名	原委第13号 浄水場等運転管理業務委託		
図面名	企業団管内図		
作成年月日			
縮尺	図示	図面番号	1 / 2
会社名			
事業者名	三条地域水道用水供給企業団		



浄水場平面図 S=Noscale

委託名	原委第13号 浄水場等運転管理業務委託		
図面名	浄水場 平面図		
作成年月日			
縮尺	図示	図面番号	2 / 2
会社名			
事業者名	三条地域水道用水供給企業団		